

■保険料の計算について

介護保険料はその人の所得状況に応じて決まる仕組みです。標準的な保険料は第3段階です。これを「基準額」といいます。市民税非課税の被保険者がこの第3段階に該当します。

そして、市民税が課税されている被保険者の場合は、その所得状況に応じて第4段階(基準額の1.25倍)や第5段階(基準額の1.5倍)の保険料が算定されることになります。

また、被保険者だけでなく、世帯のすべての人が市民税非課税の場合は第2段階(基準額の0.75倍)や、生活保護を受けている人などの場合は第1段階(基準額の0.5倍)のように、減額された保険料が適用されます。

▶ 介護保険料段階区分

保険料段階	対象となる人	保険料のしくみ(平成13年度の年間保険料額)
第1段階	生活保護を受けている人 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.5 (13,200円)
第2段階	市民税が非課税の人 (世帯員に市民税課税者がいない)	基準額 × 0.75 (19,800円)
第3段階	市民税が非課税の人 (世帯員に市民税課税者があり)	基準額 (26,400円)
第4段階	市民税が課税されている人で 合計所得金額が250万円未満	基準額 × 1.25 (33,000円)
第5段階	市民税が課税されている人で 合計所得金額が250万円以上	基準額 × 1.5 (39,600円)

※合計所得金額とは地方税法第292条第1項第13号に規定されている金額をさします。

たとえば、収入が公的年金しかない人の場合、公的年金等控除を行ったあとの金額となります。

■保険料の納付方法について

特別徴収と普通徴収

保険料納付方法には特別徴収と普通徴収の2種類があります。この納付方法は自動的に決まりますので、選ぶことはできません。

●特別徴収……年金からの天引きによる納付

年金(障害年金・遺族年金や老齢福祉年金は除く)を年額18万円以上受給している人については、介護保険料をあらかじめ差引いた金額が、年金として支払われることになります。

●普通徴収……西宮市に個別に納付

特別徴収に該当しない場合は、年度当初に介護保険課からお送りする納付書で介護保険料を支払っていただくことになります。納入場所は市役所または各支所、銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局などです。

■保険料の納付が困難なときは

保険料の減免

風水害・火災等や生計中心者の所得が著しく減少するなどの事情が発生したときには、保険料の減免制度があります。

保険料の減免に該当するのは

- ◎風水害・火災等により半壊・半焼以上の被害を受けた。
 - ◎失業・廃業・長期入院等により本人もしくは生計中心者の所得が著しく減少した。
 - ◎市民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給している。のような事由に該当する場合です。
- 介護保険料の減免につきましては、介護保険課の窓口でご相談ください。

介護保険の円滑な実施のための特別対策

65歳以上の人の保険料が軽減されています

介護保険制度を円滑に導入するための特別対策として、制度開始当初の保険料を軽減する措置が行われています。

平成13年9月までの保険料は本来の保険料の半額に軽減されています。平成13年10月以降の保険料は、本来の金額での算定が行われます。

今回お送りする決定通知書で、9月までの介護保険料と10月以降の保険料が異なっているのはそのためです。

▶ 介護保険料段階区分

保険料段階	対象となる人	保険料のしくみ(平成13年度の年間保険料額)
第1段階	生活保護を受けている人 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.5 (13,200円)
第2段階	市民税が非課税の人 (世帯員に市民税課税者がいない)	基準額 × 0.75 (19,800円)
第3段階	市民税が非課税の人 (世帯員に市民税課税者があり)	基準額 (26,400円)
第4段階	市民税が課税されている人で 合計所得金額が250万円未満	基準額 × 1.25 (33,000円)
第5段階	市民税が課税されている人で 合計所得金額が250万円以上	基準額 × 1.5 (39,600円)

普通徴収の人は口座振替をご利用ください

月々の支払いの手間が省け、納め忘れもなくなります。お問い合わせは介護保険課まで。

年度途中で資格異動した人は?

他市町村から転入したり、新たに65歳になった人の場合、当初の納付方法は普通徴収となります。

これは、特別徴収できる年金を受給していても、年金保険者が特別徴収を開始する時期が毎年10月に限定されているためです。

なお、特別徴収されるのは、原則として転入した年度の翌年度の10月からです(平成13年3月以降に65歳になった人や、平成13年4月以降に他の市町村から転入した65歳以上の人などは、平成14年9月までは普通徴収となります)。

保険料を滞納すると

第1号被保険者が介護保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用するときには、下記のような保険給付の制限を受けることがあります。

保険料の納付が困難な時は、必ず介護保険課に相談しましょう。

▶ 1年間滞納した場合

介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。

▶ 1年6ヶ月滞納した場合

一時的に介護保険給付が差し止められます。滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。

▶ 保険料を支払わないまま時効となった場合

介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。